

## 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例案（概要版）

◆国基準と異なる市（案）については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定によるもの

項 目		国 基 準	従／参	新潟市（案）								
学級の編制 及び職員に 関する基準	学級の編制 の基準	①満3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。 ②1学級の園児数は、35人以下を原則とする。 ③学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	従うべき 基準	国基準と同じ								
	職員配置等	①各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭及び調理員を1人以上置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。 ②特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 ③園児の教育及び保育に直接従事する職員の数 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">満1歳未満の園児</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">おおむね3人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">おおむね6人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">おおむね20人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">満4歳以上の園児</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">おおむね30人につき1人以上</td> </tr> </table> ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 ④職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員を除く。 ⑤副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くよう努めなければならない。	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人以上	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人以上	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人以上	従うべき 基準	③ <u>・満2歳未満の園児おおむね3人につき1人以上</u> <u>・満2歳以上3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上</u>
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人以上											
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人以上											
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人以上											
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人以上											

<p>設備に関する基準</p>	<p>園舎及び園庭</p>	<p>①園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>②園舎は2階以下を原則とする。</p> <p>③乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設ける。ただし、条例に定める要件（耐火構造・避難設備）を満たすときは、2階以上の階に設けることができる。この場合、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>④園舎の面積は、ア・イの面積を合計した面積以上とする。</p> <p>ア【満3歳以上の園児】</p> <p>1学級 180㎡</p> <p>2学級 320㎡</p> <p>3学級以上 1学級増加ごとに上記に100㎡加算</p> <p>イ【満3歳未満の園児】</p> <p>乳児室 1. 65㎡×（満2歳未満でほふくしない園児数）</p> <p>ほふく室 3. 3㎡×（満2歳未満でほふくする園児数）</p> <p>保育室又は遊戯室 1. 98㎡×満2歳以上の園児数</p> <p>⑤園庭の面積は、ア・イの面積を合計した面積以上とする。</p> <p>ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級数に応じた面積</li> </ul> <p>1学級 330㎡</p> <p>2学級 360㎡</p> <p>3学級 400㎡</p> <p>4学級以上 1学級増加ごとに上記に80㎡加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の園児1人につき3.3㎡</li> </ul> <p>イ 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき3.3㎡</p> <p>⑥園舎及び園庭は、同一敷地内又は隣接する位置に設けることが原則。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準と同じ</p>
-----------------	---------------	---	---------------	---------------

設備に関する基準	園舎の設備	<p>①職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。</p> <p>②ほふく室又は乳児室は、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入园させる場合に限る。</p> <p>③特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用できる。</p> <p>④満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。</p> <p>⑤満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う場合は、調理室を設置しないことができる。この場合、当該園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>⑥園内で調理する方法により食事の提供を行う園児数が20人に満たない場合は、調理室を設置しないことができる。この場合、食事の提供をするために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>⑦飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p>	従うべき基準	<p>⑤ ・削除</p> <p>⑥ ・削除</p>
		<p>①放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児洗淨用設備、図書室、会議室を備えるよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	園具及び教具	<p>①学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>②園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	<p>①毎学年の教育週数は、特別な事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。</p> <p>②教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮するものとする。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	①保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間（満3歳児以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長が定める。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	子育て支援事業	①保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	掲示	①建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	学校教育法施行規則の準用	①園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	①園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 ②職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③園長は、園児に対し親権を行う場合であつて懲戒するとき又懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 ④職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従うべき基準	① ・「性別」、「障がいの有無」を加える
		①園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。	参酌すべき基準	国基準と同じ

<p>運営に関する基準</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p>	<p>②都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。          ③社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。          ④園長は、常に入所している園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国基準と同じ</p>
	<p>食事の提供</p>	<p>①園児に食事を提供するときは、施設内で調理する方法（当該認定後とも園の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。          ②園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。          ③食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。          ④あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>⑤  <u>・「地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努める」を加える</u>          ⑥  <u>・「安心・安全な食品の提供の観点に基づき、入所している者又はその保護者に対し、提供する食事の安全性に係る情報を提供するよう努めなければならない」を加える。</u></p>
		<p>①園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国基準と同じ</p>

運営に関する基準	食事の提供の特例	<p>①次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対して、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>ア 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>イ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。</p> <p>ウ 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>エ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>オ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	従うべき基準	① ・削除
附則	みなし幼保連携型認定こども園の経過措置	①法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園について、職員配置については5年間、設備については当分の間、従前の例によることができる。	従うべき基準	国基準と同じ
	既存施設からの移行	<p>①幼稚園からの移行</p> <p>ア 園庭</p> <p>幼稚園基準の面積基準（1学級：330㎡等）と、満2歳児の幼児について保育所面積基準（1人につき3.3㎡）とを合算した面積以上であ</p>	従うべき基準	国基準と同じ

附則	既存施設からの移行	<p>るときは、当分の間、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p> <p>イ 保育室等の面積</p> <p>園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準（1学級：180㎡等）以上である場合は、当分の間、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。</p> <p>②保育園からの移行</p> <p>ア 園庭</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準（1人につき3.3㎡）以上である場合には、当分の間、幼稚園基準（1学級：330㎡等）を満たさなくてもよい。</p> <p>イ 園舎</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準（子ども1人につき1.98㎡以上）を満たしている場合は、当分の間、園舎面積を満たさなくてもよい。</p> <p>③幼稚園又は保育園からの移行</p> <p>ア 満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合は、当分の間、満2歳の子どもに係る必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、以下の要件を全て満たす場合、代替地の面積算入可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全な移動手段が確保されていること。</li> <li>・子どもが安全に利用できる場所</li> <li>・利用時間を日常的に確保できる場所</li> <li>・教育及び保育の適切な提供が可能な場所</li> </ul>	従うべき基準	国基準と同じ
----	-----------	---	--------	--------